

証券コード 6898

2026年4月2日

(電子提供措置の開始日 2026年4月1日)

株 主 各 位

鳥 取 市 幸 町 1 2 3 番 地

トミタ電機株式会社

代表取締役社長 神谷 陽一郎

第75期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第75期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第75期定時株主総会招集ご通知および電子提供措置事項」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.tomita-electric.com/>

また、上記のほか、東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にも掲載しております。以下のウェブサイトにアクセスのうえ、銘柄名（トミタ電機）またはコード（6898）を入力・検索し、基本情報、縦覧書類/PR情報を選択のうえ、株主総会招集通知/株主総会資料の情報を閲覧ください。

東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年4月24日（金曜日）当社営業時間終了の時（午後4時45分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年4月27日（月曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 鳥取市幸町1 2 3 番地
当社 本社4階会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第75期（2025年2月1日から2026年1月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第75期（2025年2月1日から2026年1月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 議決権行使書に賛否の表示がない場合には、議案に賛成の表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 当社では、定款の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当社は、法令および定款第16条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tomita-electric.com/>) および東京証券取引所ウェブサイト (<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>) に掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主様に交付する書面には記載しておりません。従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

- ①業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
- ②会社の支配に関する基本方針
- ③剰余金の配当等の決定に関する基本方針
- ④連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表
- ⑤計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している上記各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

# 事業報告

(2025年2月1日から  
2026年1月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、ロシアによるウクライナ侵攻に加え、中東情勢やパレスチナ問題の長期化など地政学リスクがなお高止まりする一方で、インフレの鈍化や主要国の金融環境の緩和を背景に、全体としては低成長な推移となりました。米国では、個人消費の底堅さやAI・デジタル関連への投資を中心とした設備投資に支えられ、比較的堅調な成長を維持しました。一方、中国では不動産不況や個人消費の低迷から景気減速が続き、世界貿易や資本財需要を通じて世界経済の下押し要因となり、先行き不透明感が残る状況となりました。日本経済においては、世界経済の減速を受けて外需が伸び悩む中、物価上昇は一服しつつもエネルギー・原材料価格の高止まりが企業収益と家計に重荷となり、景気回復のペースは緩やかにとどまりました。

このような市場環境のもと、当社グループはフェライトコアならびにコイルトランス製品の製造原価低減と品質改善に引き続き取り組み、世界競争に打ち勝つことのできる高性能・高品質の製品を安定的に供給すべく活動を続けてまいりました。

その結果、当連結会計年度において、フェライトコア販売は、中国市場ではEV市場の需要が堅調に推移し、日本市場においては、産業機器関連、工作機械関連、半導体製造装置関連向けでは外需の弱さが顕在したものの、顧客の在庫調整が改善し、緩やかな成長となりました。コイルトランス販売についても、概ね同様の理由により緩やかな成長となり、売上高は16億3百万円（前期比12.8%増）となりました。損益面では、原価率の改善、ならびに経費等の削減に努めたものの、営業損失は6千1百万円（前期は1億7千1百万円の営業損失）となりました。経常損失は2千7百万円（前期は1億6千7百万円の経常損失）、当期第1四半期に情報開示した特別利益の発生により、親会社株主に帰属する当期純利益は1億2千3百万円（前期は1億7千1百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

部門別の販売状況は、次のとおりであります。  
 企業集団の部門別販売状況

(単位：千円)

| 区 分       | 第73期<br>(2024年1月期) | 第74期<br>(2025年1月期) | 第75期<br>(当連結会計年度)<br>(2026年1月期) |
|-----------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 電 子 材 料   | 1,124,368          | 1,135,083          | 1,329,318                       |
| 電 子 部 品   | 296,711            | 213,921            | 201,306                         |
| そ の 他     | 6,124              | 7,734              | 5,410                           |
| 電子材料事業合計  | 1,427,204          | 1,356,739          | 1,536,036                       |
| 不 動 産 賃 貸 | 65,189             | 65,189             | 67,189                          |
| 総 合 計     | 1,492,393          | 1,421,929          | 1,603,226                       |

なお、当連結会計年度におきましては、親会社株主に帰属する当期純利益1億2千3百万円を計上いたしました。市場ニーズに応える新製品・新材質の研究開発への投資や今後の事業展開に備えて、当連結会計年度の配当金につきましては、無配とさせていただくことといたします。株主各位への利益還元という観点からすると誠に遺憾でございますが、継続的な利益の確保と健全な財務体質の向上を図り、早期の復配を目指して全社一丸となって努力を続けてまいります。

株主の皆様には誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の新規設備への投資総額は2千8百万円で、その主なものは当社グループのフェライトコア設備増強によるものであります。

なお、当連結会計年度の設備投資は自己資金およびリース契約によってまかなっております。

③ 資金調達状況

当社は、2023年5月17日に行使価額修正条項付新株予約権を発行し、当連結会計年度においては当該新株予約権が行使されたことにより、2千2百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分状況

該当事項はありません。

## (2) 財産および損益の状況

| 区 分                                          | 第 72 期<br>(2023年 1 月期) | 第 73 期<br>(2024年 1 月期) | 第 74 期<br>(2025年 1 月期) | 第 75 期<br>(当連結会計年度)<br>(2026年 1 月期) |
|----------------------------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                                   | 2,004,251              | 1,492,393              | 1,421,929              | 1,603,226                           |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は<br>親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円) | 95,444                 | △33,594                | △171,150               | 123,761                             |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△)                | 144円74銭                | △47円47銭                | △220円67銭               | 151円82銭                             |
| 総 資 産 (千円)                                   | 4,554,061              | 4,697,735              | 4,785,887              | 4,659,965                           |
| 純 資 産 (千円)                                   | 3,539,528              | 3,780,604              | 3,847,249              | 3,981,571                           |
| 1株当たり純資産額                                    | 5,367円66銭              | 4,995円72銭              | 4,774円91銭              | 4,874円05銭                           |

(注) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

## (3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名               | 資 本 金         | 当 社 の<br>議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容       |
|---------------------|---------------|----------------|---------------------|
| TOMITA FERRITE LTD. | 1億9千1百36万香港ドル | 100.0%         | 電子材料の輸出入販売          |
| 珠海富田電子有限公司          | 9百20万米ドル      | 100.0%         | 電子材料の製造<br>および輸出入販売 |

(注) 珠海富田電子有限公司に対する当社の議決権比率は、間接所有によるものであり、TOMITA FERRITE LTD. が100.0%を所有しております。

## (4) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、中東やウクライナをはじめとした国際政治情勢の不安定化に加え、米国の保護主義的な貿易政策、エネルギーや資源価格の高騰、さらに不安定な為替変動など、世界経済および日本経済の先行きについては予測が大変困難な状況となっております。

当社グループを取り巻く事業環境も中国市場の低迷、ならびに熾烈なグローバル競争も併せて、国内外において企業間競争、価格競争は一段と厳しくなる事が予想されます。

このような事業環境の中で、EV、情報通信、産業機器、医療機器、省エネ・環境分野における国内外市場での新規開拓に向け、中国・香港・欧州営業とともに販売拡大を図りながら、海外生産工場の継続的な品質改善や経費削減に向けた取り組みを推進し利益重視の体制を強化してまいります。重点課題として以下の3点に取り組みます。

- ① E V等の電池管理システム・車内通信システム、R F I D、通信基地局、データ・センター、電源・半導体製造装置・産業用工作機械、医療機器等を主体とする新規受注の獲得
- ② 原価低減に向けた品質改善と製造設備刷新、省力化、自動化、D Xの推進
- ③ 高信頼性、高効率化、小型・高周波化を目的とした材質開発の推進

株主の皆様におかれましては今後とも倍旧のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

**(5) 主要な事業内容 (2026年1月31日現在)**

当社グループは、磁性材料を主体とした電子材料および電子部品の製造販売ならびに国内不動産の賃貸事業を主な事業としております。

**(6) 主要な営業所および工場等 (2026年1月31日現在)**

| 区 分                               | 所 在 地                 |
|-----------------------------------|-----------------------|
| 本 社 工 場                           | 鳥取県鳥取市                |
| 不 動 産 賃 貸 店 舗                     | 鳥取県鳥取市                |
| 営 業 所                             | 東京（東京都大田区）・大阪（大阪府大阪市） |
| T O M I T A F E R R I T E L T D . | 香港                    |
| 珠 海 富 田 電 子 有 限 公 司               | 中国広東省                 |

**(7) 使用人の状況 (2026年1月31日現在)**

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減 |
|---------|-----------------------|
| 271名    | 3名                    |

(注) 使用人数は就業人員であります。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前 事 業 年 度 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------------|---------|-------------|
| 34名     | △3名               | 48.7歳   | 23.8年       |

- (注) 1. 社外への出向者1名を含めておりません。
- 2. 使用人数は就業人員であります。

**(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2026年1月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 1,600,000株
- ② 発行済株式の総数 816,979株
- ③ 株主数 536名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株 主 名                     | 所有株式数    | 持 株 比 率 |
|---------------------------|----------|---------|
| プ ラ ニ ン グ カ ミ ヤ 株 式 会 社   | 129,412株 | 15.84%  |
| 神 谷 哲 郎                   | 74,882株  | 9.16%   |
| 大 和 コ ネ ク ト 証 券 株 式 会 社   | 67,400株  | 8.25%   |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社           | 42,400株  | 5.19%   |
| G M O ク リ ッ ク 証 券 株 式 会 社 | 40,600株  | 4.97%   |
| 思 遠 株 式 会 社               | 34,700株  | 4.24%   |
| 橋 口 奈 美                   | 33,100株  | 4.05%   |
| Z E N G J I A N M I N G   | 31,500株  | 3.85%   |
| 株 式 会 社 D M M. c o m 証 券  | 27,500株  | 3.36%   |
| 株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行       | 23,360株  | 2.85%   |

- (注) 1. 持株比率は自己株式（87株）を控除して計算しております。  
2. 神谷哲郎氏が保有していた当社の株式は、遺産分割協議により、神谷陽一郎氏が相続することとなっておりますが、名義変更手続きは未完了となっております。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2026年1月31日現在）  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

2023年5月17日に発行した行使価額修正条項付新株予約権について、当連結会計年度においては以下のとおり行使されております。

なお、第1回新株予約権は、2025年4月11日に全ての行使が完了いたしました。

|                                                      | 当連結会計年度<br>(2025年2月1日から<br>2026年1月31日まで) |
|------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 当該連結会計年度に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)           | 112                                      |
| 当該連結会計年度の権利行使に係る交付株式数(株)                             | 11,200                                   |
| 当該連結会計年度の権利行使に係る平均行使価額等(円)                           | 1,994                                    |
| 当該連結会計年度の権利行使に係る資金調達額(千円)                            | 22,331                                   |
| 当該連結会計年度の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)  | 1,575                                    |
| 当該連結会計年度の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)   | 157,500                                  |
| 当該連結会計年度の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円) | 1,868                                    |
| 当該連結会計年度の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)  | 294,203                                  |

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役の状況 (2026年1月31日現在)

| 会社における地位             | 氏 名     | 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況                             |
|----------------------|---------|-------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長              | 神 谷 陽一郎 | 管理本部長<br>TOMITA FERRITE LTD. 取締役<br>珠海富田電子有限公司董事長兼総経理 |
| 取 締 役                | 白 間 広 章 | 総合技術部長<br>TOMITA FERRITE LTD. 取締役<br>珠海富田電子有限公司副董事長   |
| 取 締 役<br>(常勤監査等委員)   | 西 尾 慎 一 |                                                       |
| 取 締 役<br>(監 査 等 委 員) | 大田原 俊 輔 | 弁護士法人やわらぎ代表社員弁護士                                      |
| 取 締 役<br>(監 査 等 委 員) | 山 本 庄 英 | 株式会社アピオン代表取締役<br>山本印刷株式会社代表取締役<br>株式会社石谷精華堂代表取締役      |

- (注) 1. 西尾慎一氏、大田原俊輔氏および山本庄英氏は社外取締役であります。  
2. 当社は、大田原俊輔氏および山本庄英氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
3. 西尾慎一氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、常勤の監査等委員を置くことにより実効性のある監査・監督体制を確保するためであります。  
4. 常勤監査等委員西尾慎一氏は、他社において総務・経理部門を統轄する業務管理部長の経験を持ち、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

#### ② 事業年度中に退任した取締役

神谷哲郎氏は、2025年3月4日に逝去により退任いたしました。

③ 取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2021年2月25日開催の取締役会にて、「役員報酬に関する基本方針」を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

役員の報酬等は、基本報酬と退職慰労金により構成され、株主総会の承認により決定された報酬総額の限度内において、基本報酬は社内規程のとおり、月例の固定報酬とし、世間水準および経営内容、従業員給与等のバランスを考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。また、退職慰労金は社内規程に基づき毎年一定額を引き当て、退任時に一括して支給する方針としています。取締役（監査等委員を除く）の報酬については、取締役会で決定し、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議で決定しております。なお、取締役（監査等委員を除く）および監査等委員である取締役の報酬について、非金銭報酬等の支給はなく、業績連動型報酬の報酬制度も採用しておりません。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                                  | 支 給 人 員    | 支 給 額          |
|--------------------------------------|------------|----------------|
| 取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く)              | 3名         | 31百万円          |
| 取 締 役 (監 査 等 委 員)<br>(う ち 社 外 取 締 役) | 3名<br>(3名) | 6百万円<br>(6百万円) |
| 合 計                                  | 6名         | 38百万円          |

- (注) 1. 使用人兼務取締役はおりません。  
 2. 上記には、2025年3月4日に逝去により退任した取締役（監査等委員を除く）1名の在任中の報酬等が含まれております。なお、当事業年度末現在の役員の数、取締役（監査等委員を除く）2名、取締役（監査等委員）3名であります。  
 3. 支給額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額8百万円（取締役6名分8百万円（うち社外取締役3名分67万円））が含まれております。  
 4. 上記のほか、2025年4月25日開催の第74期定時株主総会の決議に基づき、2025年3月4日に逝去により退任した取締役（監査等委員を除く）1名に対し、役員退職慰労引当金を取崩し、役員退職慰労金155百万円を支給しております。  
 5. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年4月26日開催の第65期定時株主総会において年額110百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名です。  
 6. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年4月26日開催の第65期定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役大田原俊輔氏は、弁護士法人やわらぎ代表社員弁護士であります。なお、当社と同弁護士法人の間には特別な関係はありません。

また、取締役山本庄英氏は、株式会社アピオンの代表取締役、山本印刷株式会社の代表取締役および株式会社石谷精華堂の代表取締役であります。なお、当社とこれら法人の間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

|                         | 活 動 状 況                                                                                                                      |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役<br>(監査等委員) 西尾 慎一  | 当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席し、監査等委員会6回全てに出席いたしました。企業経営を通じて得た豊富な知識と経験から取締役会、監査等委員会で適宜質問し、必要な発言を行っており、社外取締役としての役割・責務を果たしております。      |
| 社外取締役<br>(監査等委員) 大田原 俊輔 | 当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席し、監査等委員会6回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的な知識と経験による法律面から取締役会、監査等委員会で適宜質問し、必要な発言を行っており、社外取締役としての役割・責務を果たしております。  |
| 社外取締役<br>(監査等委員) 山本 庄英  | 当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席し、監査等委員会6回全てに出席いたしました。複数企業の経営に関与しており、豊富な知識と経験から取締役会、監査等委員会で適宜質問し、必要な発言を行っており、社外取締役としての役割・責務を果たしております。 |

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、それぞれ会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称

SCS国際有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人でありましたアスカ監査法人は、2025年4月25日開催の第74期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

② 報酬等の額

|                                          | アスカ監査法人 | SCS国際有限責任<br>監査法人 |
|------------------------------------------|---------|-------------------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                      | 2百万円    | 11百万円             |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の<br>財産上の利益の合計額 | 2百万円    | 11百万円             |

- (注) 1. 当社海外子会社2社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。  
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。  
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況および報酬見積り等の算出根拠などについて検証を行い、総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は上記の場合のほか、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性および効率性、継続監査年数などを勘案し、会計監査人として適当でないと判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

~~~~~  
本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てにより表示しております。

連結貸借対照表

(2026年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,456,658	流 動 負 債	259,092
現金及び預金	1,112,273	買掛金	103,786
受取手形及び売掛金	353,611	未払法人税等	10,477
電子記録債権	106,205	未払費用	98,785
商品及び製品	280,272	賞与引当金	15,129
仕掛品	419,040	前受収益	5,809
原材料及び貯蔵品	163,550	その他	25,104
その他	21,704	固 定 負 債	419,301
固 定 資 産	2,203,307	役員退職慰労引当金	46,540
有 形 固 定 資 産	2,096,418	預り保証金	118,214
建物及び構築物	217,638	長期前受収益	9,572
機械装置及び運搬具	116,195	繰延税金負債	7,106
土地	1,715,312	再評価に係る繰延税金負債	210,979
建設仮勘定	11,161	その他	26,887
その他	36,110	負 債 合 計	678,394
無 形 固 定 資 産	41,366	純 資 産 の 部	
投 資 其 他 の 資 産	65,521	株 主 資 本	3,336,775
投資有価証券	63,551	資本金	1,966,818
長期前払費用	669	資本剰余金	1,075,946
その他	1,300	利益剰余金	294,136
資 産 合 計	4,659,965	自己株式	△125
		その他の包括利益累計額	644,795
		その他有価証券	15,029
		評価差額金	305,502
		土地再評価差額金	324,262
		為替換算調整勘定	
		純 資 産 合 計	3,981,571
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	4,659,965

(注) 千円未満は切り捨てにより表示しております。

連結損益計算書

(2025年2月1日から
2026年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		1,603,226
売 上 原 価		1,188,487
売 上 総 利 益		414,738
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		476,192
営 業 損 失 (△)		△61,453
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	20,856	
受 取 配 当 金	1,997	
助 成 金 収 入	97	
金 型 売 却 益	6,930	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	169	
為 替 差 益	4,511	
そ の 他	1,014	35,578
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	695	
新 株 予 約 権 発 行 費	274	
製 品 補 償 費 用 金	127	
延 滞 金	414	
そ の 他	449	1,962
経 常 損 失 (△)		△27,837
特 別 利 益		
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 戻 入 額	155,210	155,210
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	112	112
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		127,260
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		3,499
当 期 純 利 益		123,761
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		123,761

(注) 千円未満は切り捨てにより表示しております。

貸借対照表

(2026年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,263,088	流 動 負 債	172,712
現金及び預金	518,912	買掛金	91,073
受取手形	3,450	未払金	10,867
売掛金	147,637	未払費用	25,375
電子記録債権	106,205	未払法人税等	10,477
商品及び製品	142,124	賞与引当金	15,129
仕掛品	178,489	前受収益	5,809
原材料及び貯蔵品	132,862	その他	13,980
その他	33,405	固 定 負 債	419,301
固 定 資 産	2,829,264	役員退職慰労引当金	46,540
有 形 固 定 資 産	2,030,484	預り保証金	118,214
建物	208,459	長期前受収益	9,572
構築物	4,012	繰延税金負債	7,106
機械及び装置	58,481	再評価に係る繰延税金負債	210,979
車輜運搬具	0	その他	26,887
工具器具及び備品	2,835	負 債 合 計	592,014
リース資産	31,319	純 資 産 の 部	
土地	1,715,312	株 主 資 本	3,179,806
建設仮勘定	10,064	資 本 金	1,966,818
無 形 固 定 資 産	413	資 本 剰 余 金	1,075,946
ソフトウェア	256	資 本 準 備 金	1,007,318
電話加入権	156	その他資本剰余金	68,628
投 資 そ の 他 の 資 産	798,366	自己株式処分差益	68,628
投資有価証券	63,551	利 益 剰 余 金	137,167
関係会社株式	589,290	その他利益剰余金	137,167
関係会社長期貸付金	144,189	繰越利益剰余金	137,167
長期前払費用	34	自 己 株 式	△125
その他	1,300	評価・換算差額等	320,532
資 産 合 計	4,092,353	その他有価証券評価差額金	15,029
		土 地 再 評 価 差 額 金	305,502
		純 資 産 合 計	3,500,339
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	4,092,353

(注) 千円未満は切り捨てにより表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年2月1日から
2026年1月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		938,714
売 上 原 価		770,360
売 上 総 利 益		168,353
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		219,270
営 業 損 失 (△)		△50,916
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6,602	
受 取 配 当 金	1,997	
金 型 売 却 益	8,026	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	169	
そ の 他	1,101	17,898
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	695	
新 株 予 約 権 発 行 費	274	
為 替 差 損	2,264	
そ の 他	270	3,504
経 常 損 失 (△)		△36,522
特 別 利 益		
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 戻 入 額	155,210	155,210
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		118,687
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		3,499
当 期 純 利 益		115,188

(注) 千円未満は切り捨てにより表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年3月10日

トミタ電機株式会社
取締役会 御中

S C S 国際有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 牧 辰 人
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 新 井 啓 介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トミタ電機株式会社の2025年2月1日から2026年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トミタ電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年3月10日

トミタ電機株式会社
取締役会 御中

S C S 国際有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 牧 辰 人
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新 井 啓 介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トミタ電機株式会社の2025年2月1日から2026年1月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2025年2月1日から2026年1月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い会社の内部統制部門と連携のうえ、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況を監査及び検証いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人SCS国際有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人SCS国際有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年3月11日

トミタ電機株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 西尾 慎一 印
(社外取締役)

監査等委員 大田原 俊輔 印
(社外取締役)

監査等委員 山本 庄英 印
(社外取締役)

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関し、当社の監査等委員会は、相当であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	かみ たに よういちろう 神谷陽一郎 (1979年2月5日生)	2008年1月 スター精密株式会社入社 2010年8月 同社退社 2011年4月 当社常勤監査役 2013年4月 当社取締役 2016年9月 当社取締役管理本部長 2025年3月 当社代表取締役社長兼管理本部長 現在に至る (重要な兼職の状況) TOMITA FERRITE LTD. 取締役 珠海富田電子有限公司董事長兼總經理	1,445株
2	はく ま ひろ あき 白間広章 (1966年5月3日生)	1985年4月 当社入社 2005年4月 当社技術開発課長 2009年3月 当社総合技術部次長 2009年4月 当社取締役総合技術部次長 2011年4月 当社取締役総合技術部長 現在に至る (重要な兼職の状況) TOMITA FERRITE LTD. 取締役 珠海富田電子有限公司副董事長	100株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	にし お しん いち 西尾 慎一 (1947年4月4日生)	1974年9月 株式会社鳥取大丸入社 2000年5月 同社取締役 2010年5月 同社常勤顧問 2012年5月 同社退社 2013年4月 当社常勤監査役 2016年4月 当社常勤監査等委員 現在に至る	一株
2	おおた わら しゅん すけ 大田原 俊輔 (1967年1月19日生)	1996年4月 弁護士登録 大田原俊輔法律事務所開所 2004年6月 弁護士法人やわらぎ法律事務所 代表 2008年9月 弁護士法人やわらぎ代表社員 弁護士 現在に至る 2010年4月 当社監査役 2016年4月 当社監査等委員 現在に至る (重要な兼職の状況) 弁護士法人やわらぎ代表社員弁護士	一株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社株式の数
3	やま もと しょう えい 山本庄英 (1967年2月21日生)	2000年10月 株式会社アピオン入社 2004年10月 同社専務取締役 2010年4月 当社監査役 2014年4月 株式会社アピオン代表取締役 現在に至る 2016年4月 当社監査等委員 現在に至る 2023年7月 山本印刷株式会社 代表取締役 現在に至る 2024年9月 株式会社石谷精華堂 代表取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社アピオン代表取締役 山本印刷株式会社代表取締役 株式会社石谷精華堂代表取締役	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西尾慎一氏、大田原俊輔氏および山本庄英氏は社外取締役候補者であります。
3. 西尾慎一、大田原俊輔および山本庄英の3氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって10年であります。
4. 西尾慎一氏を社外取締役候補者とした理由は、他社において総務・経理部門を統轄する業務管理部長の経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、その豊富な知識と経験に基づく当社の経営への助言に期待するとともに、実効性のある監査・監督体制を確保するためであります。
5. 大田原俊輔氏を社外取締役候補者とした理由は、当社の経営判断に対する弁護士としての専門的な知識と経験による法律面からの助言に期待するとともに、実効性のある監査・監督体制を確保するためであります。なお、大田原俊輔氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。
6. 山本庄英氏を社外取締役候補者とした理由は、複数の企業の取締役を務め経営に携わっており、豊富な知識と経験に基づく当社の経営への助言に期待するとともに、実効性のある監査・監督体制を確保するためであります。
7. 当社は、社外取締役として、西尾慎一、大田原俊輔および山本庄英の3氏との間で、会社法第427条第1項に基づく損害賠償責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、3氏の選任が原案どおり承認可決された場合、当社は、3氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
8. 当社は、大田原俊輔および山本庄英の両氏を株式会社東京証券取引所に独立役員（社外取締役）として届け出ております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
はな ぼら ひで あき 花原 秀明 (1953年6月11日生)	1980年4月 三洋製紙株式会社入社 2010年6月 同社取締役総務部長 2016年6月 同社総務部参与 2020年3月 同社退社 5月 花原社会保険労務士事務所開所同所長 現在に至る (重要な兼職の状況) 花原社会保険労務士事務所所長	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 花原秀明氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
 3. 花原秀明氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、他社の取締役を務め経営に携わっており、豊富な知識と経験に基づく経営への助言に期待するとともに、実効性のある監査・監督体制を確保するためであります。
 4. 花原秀明氏が社外取締役に就任することとなった場合、当社は、会社法第427条第1項に基づく損害賠償責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

【ご参考】 取締役会役員（予定）のスキルマトリクス

当社が取締役・監査等委員である取締役に期待する主な専門性・知見を示します。

氏名	当社における地位	企業経営	財務・法務	営業	製造・研究開発	ガバナンス
神谷陽一郎	代表取締役社長	○	○			○
白間広章	取締役	○		○	○	○
西尾慎一	監査等委員である取締役	○	○	○		○
大田原俊輔	監査等委員である取締役	○	○			○
山本庄英	監査等委員である取締役	○		○		○

以上

＜ご参考＞ 株主メモ

事業年度	毎年2月1日から翌年1月31日まで
定時株主総会	毎年4月
定時株主総会の基準日	1月31日
剰余金の配当の基準日	1月31日 中間配当を行うときは7月31日
株主名簿管理人および 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
株主名簿管理人 事務取扱場所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話照会先	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル) 受付時間 9:00～17:00 (土日休日を除く)
インターネット ホームページURL	https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/
単元株式数	100株
公告方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。 (https://www.tomita-electric.com/)

【株式に関する住所変更等のお手続きについてのご照会】

証券会社の口座をご利用の株主様は、三井住友信託銀行株式会社ではお手続きができませんので、取引証券会社へご照会ください。

証券会社の口座をご利用でない株主様は、上記電話照会先までご連絡ください。

※当社は、「株主総会決議ご通知」につきまして、第63期定時株主総会決議より、当社ウェブサイトでの公開のみとし、印刷物の発送を見合わせております。省エネ化・省資源化への取り組みの一環であり、株主の皆様にはご理解賜りますようお願い申し上げます。

株主総会会場ご案内図

会 場 鳥取市幸町123番地
当社 本社4階会議室



交通機関 JR鳥取駅より徒歩約8分
お願い 駐車場に限りがございますので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

第 75 期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

- ①業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況 … 1 ページ
- ②会社の支配に関する基本方針 … 4 ページ
- ③剰余金の配当等の決定に関する基本方針 … 4 ページ
- ④連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表 … 5 ページ
- ⑤計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表 … 16 ページ

(2025 年 2 月 1 日から 2026 年 1 月 31 日まで)

トミタ電機株式会社

上記事項につきましては、法令および当社定款第 16 条に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

【業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況】

・業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役においては、取締役会規程の付議基準を整備し、業務執行についての重要事項を取締役会において決定する。また、取締役は、職務の執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- (2) 使用人については、社内規程に基づく職務権限および意思決定のルールに従い、適正に職務の執行が行われる体制をとる。
- (3) コンプライアンス体制の強化をはかるため、内部通報受入窓口を設け、法令、定款および社内規程に関する通報および相談への対応を行う。
- (4) 当社の内部監査部門は、内部監査規程に基づき各部門の職務執行状況を把握し、法令、定款および社内規程に準拠して適正に行われているかを監査し、代表取締役及び取締役会に報告する。

2. 当社および当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報（電磁的記録も含む）については、法令および文書取扱規程に従い保存・管理する。

3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 業務の執行に係るリスクについては、リスク管理規程に従い、管理を行う。
- (2) リスクの管理方法等については、適宜見直しを行うこととする。

4. 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、定期的にまたは必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、開催にあたっては事前に議題に関する充分な資料を可能な限り、全員に配付される体制をとる。
- (2) 取締役の機能を強化し経営の効率を向上させるため、部門担当者以上による営業戦略会議を適宜開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る問題解決と意思決定を確実なものとする。

5. 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、関係会社管理規程に基づき、当社を中心とした企業集団全体の業務執行に関する報告、決裁の体制を明確にする。
- (2) 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつも、事業内容の定期的な報告を受けるとともに、重要案件についての事前協議と適正な助言を行う。
- (3) 財務報告の適正性と信頼性を確保するため、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき体制を整備、有効性を評価および改善等を行うものとする。

6. 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における当該取締役および使用人に関する事項

監査等委員会が監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めたときは、これを置くものとし、その職務遂行に対する人事考課については、監査等委員会が行う。また、これらの使用人の人事異動、懲戒処分等については監査等委員会の合意のうえで取締役会が決定する。

7. 前号の取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

取締役および使用人が監査等委員会の補助職務を遂行する場合は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令に服さないものとする。

8. 当社および当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制および当該報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

- (1) 当社および当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす事実や違法・不正行為を発見したとき、またはそれらが発生するおそれがあるとき、監査等委員に対して、当該事項に関する内容を速やかに報告しなければならない。
- (2) 当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行なうことを禁止する旨を定め周知徹底する。

9. その他当社の監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員は、定期的に会計監査人および内部監査部門と協議または意見交換を行うとともに、必要に応じて報告を求めることにより、監査の実効性を確保する。
- (2) 代表取締役との定期的な意見交換の場を設け、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- (3) 監査等委員は、当社および当社子会社の取締役会その他重要な会議へ出席するとともに、会社の重要情報を閲覧し、必要に応じて当社および当社子会社の取締役または使用人に対しその説明を求めることができるものとし、また、必要に応じて指示することができる。
- (4) 監査等委員の職務の執行について生じる費用等の前払いまたは償還の手続については、監査等委員の職務執行に必要でないと思えられる場合を除き、速やかに処理するものとする。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体等に対し、社会常識と正義感を持ち、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たないことを基本的な方針とする。

管理本部総務課を反社会的勢力に対する統括部門と定め、必要に応じて警察や弁護士、その他外部の専門機関と連携して情報の収集・管理を行い、反社会的勢力を排除する体制の整備を推進する。

・業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社は、取締役会において決議された「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し運用しております。当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務執行について

当事業年度において、取締役会を11回開催しており、取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合するように監督しております。

2. 監査等委員の職務執行について

当事業年度において、監査等委員会を6回開催しており、経営の妥当性、効率性、コンプライアンス、リスク等に関して幅広く審議検証し、経営に対して適宜、助言や提言を行いました。

取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務執行について厳正な監視を実施しております。

また、会計監査人との情報交換に努め、相互連携により監査の実効性をはかっております。

3. 内部監査部門について

内部監査規程に基づいて子会社を含む各部門の職務執行状況を把握し、法令・定款・規程に準拠して適正に行われているか監査し、代表取締役及び取締役会に報告するとともに監査等委員・会計監査人と情報共有しております。

【会社の支配に関する基本方針】

該当事項はありません。

【剰余金の配当等の決定に関する方針】

当社の利益配分に関する基本方針としては、安定的な配当の継続を基本として、企業体質と経営基盤の強化ならびに、今後の事業展開に備えるための内部留保の充実を図りながら、実施してまいりたいと考えております。

当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当の決定機関を取締役会としております。また、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、中間配当の基準日は毎年7月31日、期末配当の基準日は毎年1月31日であります。なお、「年2回の剰余金の配当のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができます。」旨を定款に定めております。

当期の配当につきましては、市場ニーズに応える新製品・新材質の研究開発への投資や今後の事業展開に備えて、無配とさせていただくことといたします。

継続的な利益の確保と健全な財務体質の向上をはかり、早期の復配を目指して全社一丸となって努力を続けてまいります。

【連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表】

・ 連結株主資本等変動計算書

連結株主資本等変動計算書

(2025年2月1日から
2026年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
2025年2月1日残高	1,966,818	1,069,666	170,374	△16,317	3,190,542
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	123,761	—	123,761
自己株式の取得	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	6,279	—	16,191	22,471
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	6,279	123,761	16,191	146,232
2026年1月31日残高	1,966,818	1,075,946	294,136	△125	3,336,775

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	純 資 産 計 合
	その 他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2025年2月1日残高	5,315	311,550	339,700	656,566	140	3,847,249
連結会計年度中の変動額						
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	—	—	123,761
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—	22,471
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	9,713	△6,047	△15,438	△11,771	△140	△11,911
連結会計年度中の変動額合計	9,713	△6,047	△15,438	△11,771	△140	134,321
2026年1月31日残高	15,029	305,502	324,262	644,795	—	3,981,571

(注) 千円未満は切り捨てにより表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社 TOMITA FERRITE LTD.
珠海富田電子有限公司

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての在外連結子会社の決算日は、12月31日であります。
連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

i 有価証券

その他有価証券で市場価格のない株式等以外のものは、連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のないものは、移動平均法による原価法によっております。

ii 棚卸資産

主として先入先出法による原価法によっております。(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

i 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法、ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。

在外連結子会社は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3年～42年
機械装置及び運搬具	2年～20年
その他	2年～15年

ii 少額減価償却資産

取得価額が100千円以上200千円未満の資産については、法人税法の規定に基づく3年均等償却を採用しております。

- iii 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- iv リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- v 長期前払費用
定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

- i 賞与引当金
当社は、従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ii 役員退職慰労引当金
当社は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る負債の計上基準（前払年金費用）

当社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。なお、当連結会計年度末における年金資産が退職給付債務を超過しているため、投資その他の資産「その他」に含めて示しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、電子部品材料であるフェライトコア（磁性材料）、電子部品のコイル・トランスの製造および販売ならびに、国内不動産の賃貸事業であります。

当社グループでは、主に完成した製品を顧客に納入することを履行義務として識別しており、原則として、製品を顧客に引き渡した時点で当該製品に対する支配が顧客に移転することから、履行義務が充足されると判断し、当該時点で顧客との契約において合意した対価を収益として認識しております。

製品等の国内販売においては、出荷時から顧客の検収時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

輸出版売においては、顧客との間で事前に取り決めた貿易条件に従って収益を認識しております。取引の対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により1年以内に回収しており、重要な金融要素は含まれておりません。

なお、不動産賃貸収入については、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」が適用されるため、顧客との契約から生じる収益の範囲外としております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債ならびに収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(棚卸資産の評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

① 商品及び製品	280,272千円
② 仕掛品	419,040千円
③ 原材料及び貯蔵品	163,550千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、棚卸資産は、主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により評価しております。棚卸資産の正味売却価額が帳簿価額を下回った場合は、帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を棚卸資産評価損として売上原価に含めて計上しております。また、長期滞留が認められる棚卸資産については、個別に売却可能性を検討した上で、過年度の販売・使用実績に照らして帳簿価額を切り下げ、当該切り下げ額を棚卸資産評価損として売上原価に含めて計上しております。

② 金額の算出に用いた主要な仮定

棚卸資産のうち、長期滞留が認められる在庫については、取得原価に一定の掛け率を乗じ、定期的に帳簿価額を切り下げる方法を採用しております。

当社グループは、上記帳簿価額切り下げに係る掛け率の設定に関して、棚卸資産を一定の区分に分け、当該区分毎の過年度の販売・使用実績に基づく評価に応じた規則的な帳簿価額の切下げ基準を設定しております。

なお、当初想定出来なかった製品需要等により、在庫状況に変化が生じた場合には、翌連結会計年度における追加の棚卸資産の評価損が計上される可能性があります。

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

① 有形固定資産	2,096,418千円
② 無形固定資産	41,366千円
③ 減損損失	— 千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額を貸借対照表価額としております。減損損失額は、資産又は資産グループにおいて営業活動から生ずる損益等の継続的なマイナス、経営環境の著しい悪化、市場価格の著しい下落等を減損の兆候とし、減損の兆候があると認められた場合には、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り、減損損失の認識が必要と判断された場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上しております。

② 主要な仮定

減損の兆候の判定及び回収可能価額の見積りにおける主要な仮定は、事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フロー、正味売却価額の算定に用いる市場価値、過去の実績に基づく賃貸等不動産の賃料や稼働率等であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

減損の兆候の把握、減損損失の認識や測定には慎重を期しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その前提となる条件や仮定に変更が生じて見積額が減少した場合、減損処理が必要となる可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 4,748,329 千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	816,979 株	－株	－株	816,979 株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	11,287 株	－株	11,200 株	87 株

(注) 自己株式の減少株式数 11,200 株は、新株予約権の行使に伴う自己株式の処分によるものです。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については原則として短期的な預金等を中心として元本が保証されるか、もしくはそれに準ずる安定的な運用成果の得られるものを対象としております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用および為替変動リスクに晒されております。当該リスクについては、取引先ごとの期日管理および残高管理を行い、回収懸念の早期把握や軽減をはかっております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。保有する投資有価証券は主として上場株式であり、当該リスクについては、定期的に時価および基準価額を把握することで減損懸念の早期把握や軽減をはかっております。

営業債務である買掛金、未払費用はそのほとんどが4カ月以内の支払期日であります。

法人税、住民税及び事業税の未払額である未払法人税等はそのほぼすべてが2カ月以内に納付期日の到来するものであります。

預り保証金は、不動産の賃貸契約に際し、賃借人より預っている保証金および建設協力金等であり、一定期間または賃貸期間終了時において相手先に返済するものであります。

なお、デリバティブ取引については、行っておりません。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	60,453	60,453	—
資産計	60,453	60,453	—
預り保証金	118,214	84,961	△33,253
負債計	118,214	84,961	△33,253

(注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「買掛金」、「未払法人税等」、「未払費用」については、現金及び短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(注) 2. 市場価格のない株式等は、「資産 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	3,098

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
当連結会計年度 (2026年1月31日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	60,453	—	—	60,453
資産計	60,453	—	—	60,453
該当事項はありません。	—	—	—	—
負債計	—	—	—	—

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
当連結会計年度（2026年1月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
該当事項はありません。	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
預り保証金	—	84,961	—	84,961
負債計	—	84,961	—	84,961

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

預り保証金

保証金の時価は、合理的に見積もった返還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

（1）賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、鳥取県鳥取市において、賃貸用の店舗施設（土地を含む。）を有しております。2026年1月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は50,619千円であります。

（2）賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（千円）			当連結会計年度末の時価（千円）
前連結会計年度末残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
1,137,875	△5,758	1,132,117	884,129

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額を路線価により補正しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

連結会計年度 (自 2025 年 2 月 1 日 至 2026 年 1 月 31 日)

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	電子部品材料事業	不動産賃貸事業	
日本	657,308	-	657,308
アジア	832,316	-	832,316
その他	46,411	-	46,411
顧客との契約から生じる収益	1,536,036	-	1,536,036
その他の収益	-	67,189	67,189
外部顧客への売上高	1,536,036	67,189	1,603,226

(注) 1. 売上高は、顧客の所在地を基礎とし国又は地域に分類しております。

2. 地域に関して、その内訳は次のとおりであります。

アジア・・・中国、シンガポール、香港、台湾、タイ、ベトナム、マレーシア等

その他・・・上記以外

3. アジアのうち、中国は6億2千万円です。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (3) 会計処理基準に関する事項⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(イ) 顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債の期首残高および期末残高（連結計算書類区分表示していない場合）

顧客との契約から生じた債権、契約負債に関する情報は以下のとおりであります。連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は、「受取手形及び売掛金」及び「電子記録債権」であり、これらの債権の回収期間は主に4ヶ月以内であります。なお、契約資産及び契約負債はありません。

(単位：千円)

	期末残高 (2026年1月31日)
顧客との契約から生じた債権	459,817
契約資産	-
契約負債	-

(ロ) 当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額該当事項はありません。

(ハ) 履行義務の充足の時期
契約資産及び契約負債はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。なお、個別の契約期間が1年以内と見込まれる取引は、実務上の便法を用い記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 4,874円05銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 151円82銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

【計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表】

・株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

(2025年2月1日から
2026年1月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						自 己 株 式
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資 本 金 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金 自 己 株 式 処 分 差 益	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
2025年2月1日残高	1,966,818	1,007,318	62,348	1,069,666	21,978	21,978	△16,317
事業年度中の変動額							
当期純利益	-	-	-	-	115,188	115,188	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	6,279	6,279	-	-	16,191
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	6,279	6,279	115,188	115,188	16,191
2026年1月31日残高	1,966,818	1,007,318	68,628	1,075,946	137,167	137,167	△125

	株 主 資 本	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 子 約 株 権	純 資 産 合 計
	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2025年2月1日残高	3,042,146	5,315	311,550	316,865	140	3,359,152
事業年度中の変動額						
当期純利益	115,188	-	-	-	-	115,188
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	22,741	-	-	-	-	22,471
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	-	9,713	△6,047	3,666	△140	3,526
事業年度中の変動額合計	137,660	9,713	△6,047	3,666	△140	141,186
2026年1月31日残高	3,179,806	15,029	305,502	320,532	-	3,500,339

(注) 千円未満は切り捨てにより表示しております。

・個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

関係会社株式は、移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券で市場価格のない株式等以外のものは、事業年度末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のないものは、移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産

先入先出法による原価法によっております。(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	3年～39年
構築物	3年～42年
機械及び装置	8年～20年
車輛運搬具	2年～6年
工具器具及び備品	2年～15年

② 少額減価償却資産

取得価額が100千円以上200千円未満の資産については、法人税法の規定に基づく3年均等償却を採用しております。

③ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

④ リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 長期前払費用

均等償却をしております。

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

② 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（期末自己都合退職金要支給額）および年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当連事業年度末における年金資産が退職給付債務を超過しているため、投資その他の資産「その他」に含めて示しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、電子部品材料であるフェライトコア（磁性材料）、電子部品のコイル・トランスの製造および販売ならびに、国内不動産の賃貸事業であります。

当社では、主に完成した製品を顧客に納入することを履行義務として識別しており、原則として、製品を顧客に引き渡した時点で当該製品に対する支配が顧客に移転することから、履行義務が充足されると判断し、当該時点で顧客との契約において合意した対価を収益として認識しております。

製品等の国内販売においては、出荷時から顧客の検収時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

輸出版売においては、顧客との間で事前に取り決めた貿易条件に従って収益を認識しております。取引の対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により1年以内に回収しており、重要な金融要素は含まれておりません。

なお、不動産賃貸収入については、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」が適用されるため、顧客との契約から生じる収益の範囲外としております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日。以下「2022 年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022 年改正会計基準第 20-3 項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 28 号 2022 年 10 月 28 日）第 65-2 項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

（棚卸資産の評価）

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

① 商品及び製品	142,124千円
② 仕掛品	178,489千円
③ 原材料及び貯蔵品	132,862千円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 会計上の見積りに関する注記（棚卸資産の評価）」に記載した内容と同一であります。

（固定資産の減損）

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

① 有形固定資産	2,030,484千円
② 無形固定資産	413千円
③ 減損損失	— 千円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 会計上の見積りに関する注記（固定資産の減損）」に記載した内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	2, 556, 388 千円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権	46, 541 千円
関係会社に対する長期金銭債権	144, 189 千円
関係会社に対する短期金銭債務	63, 296 千円

(3) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号) および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成 13 年 6 月 29 日改正) に基づき事業用土地の再評価を行い、差額のうち、法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号) 第 2 条第 3 号に定める固定資産評価額に基づいて、合理的な調整を行って算定しております。

再評価を行った年月日	2022 年 1 月 31 日
再評価を行った土地の当期末における時価と 再評価後の帳簿価額との差額	△746, 022 千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	132, 600 千円
仕入高	225, 246 千円
営業取引以外の取引高	5, 707 千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	11, 287	－株	11, 200 株	87 株

(注) 自己株式の減少株式数 11, 200 株は、新株予約権の行使に伴う自己株式の処分によるものです。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
棚卸資産評価損否認	19,083 千円
土地	156,962 千円
投資有価証券評価損	6,342 千円
関係会社株式評価損	492,142 千円
賞与引当金	4,750 千円
未払事業税	2,191 千円
役員退職慰勞引当金	14,613 千円
繰越欠損金	191,647 千円
減価償却超過額	29,450 千円
その他	1,802 千円
<hr/>	
繰延税金資産小計	918,988 千円
評価性引当額	△918,988 千円
<hr/>	
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	7,106 千円
<hr/>	
繰延税金負債合計	7,106 千円
<hr/>	
繰延税金負債の純額	7,106 千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社および法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 役員および個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 子会社等

種類	会社等の名称	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	TOMITA FERRITE LTD.	191,360千香港ドル	電子材料の輸出入販売	(所有)直接100.0	役員2名	当社が原材料を販売し、製品を仕入れ、当社が製品を販売	原材料の販売	130,072	売掛金	27,316
									流動資産(その他)	18,840
							製品の販売	2,528	売掛金	△105
							製品の仕入	225,246	買掛金	63,296
							貸付金の回収	—	関係会社長期貸付金	144,189
							利息の受取	5,619	流動資産(その他)	489
							消耗品の販売	87	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

1. 原材料の販売については、当社の予定原価に基づいて決定しております。
 2. 製品の販売については、市場価格を勘案し、決定しております。
 3. 製品の仕入については、市場価格を勘案し、決定しております。
 4. 資金の貸付については、市場金利を勘案し、合理的に決定しております。
- (注) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報につきましては、「1. 重要な会計方針に係る事項(4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しておりますので、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 4,284円95銭
- (2) 1株当たり当期純利益 141円30銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。